

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年6月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000421号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100009号

第1 結論

昭和60年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から平成3年3月まで

請求期間は、A市及びB市(現在は、C市D区)に所在する大学に学生として在籍していた。卒業後、具体的な時期は不明であるが、E市に居住していた父親からの手紙により、在学中の国民年金保険料を父親が納付していたと知った。しかしながら、請求期間の国民年金の納付記録がないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張している。

しかしながら、請求者の父親は、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶はなく、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について具体的に確認することができない。

また、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、住民登録をしている市町村において国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が新規に払い出され、年金手帳が交付されることとなるところ、請求者は、請求期間のうち昭和60年*月から昭和62年3月までの期間において、E市に住民登録をしていることが確認できることから、年金情報総合管理・照合システムの(国民年金払出簿)縦覧検査結果により、同市において当該期間に払い出された手帳記号番号を全件調査したところ、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にF県及びG県において手帳記号番号を払い出された被保険者について、氏名検索を行ったが、請求者に係る国民年金の被保険者記録は確認できないことから、請求者に

係る国民年金の加入手続は行われておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す確定申告、家計簿等の関連資料はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000433号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100010号

第1 結論

昭和62年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成元年3月まで

請求期間は、A県の大学に学生として在学していたが、住民票は、実家のあるB市C区にいていた。私が在学中の期間の国民年金保険料については、母親が納付していたと聞いているが、請求期間の国民年金の納付記録がないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張している。

しかしながら、請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続をした記憶はなく、請求者の年金手帳を受け取っていない旨陳述していることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について具体的に確認することができない。

また、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、住民登録をしている市町村において国民年金手帳記号番号(以下、「手帳記号番号」という。)が新規に払い出され、年金手帳が交付されることとなることから、請求者は、請求期間にB市C区に住民登録をしていることが確認できることから、国民年金手帳記号番号払出簿により、同区において請求期間に払い出された手帳記号番号を全件調査したところ、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡はなく、社会保険オンラインシステム及び手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求期間に係る国民年金の被保険者記録は確認できないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000438 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100016 号

第1 結論

請求者のA病院（現在は、B病院）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 5 月 11 日まで

A病院に平成7年4月から准看護師として勤務し、平成10年5月10日に退職するまで厚生年金保険料を継続して控除されていたと記憶しているが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年4月1日と記録されているので、調査の上、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA病院に継続して勤務し、退職日は平成10年5月10日である旨主張しているところ、事業主から提出された雇用通知書等（以下「雇用通知書」という。）によると、請求者は請求期間のうち、同年4月11日から同年5月10日まで同病院において臨時技術補助員として雇用され、看護業務が職務内容であったことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA病院の離職年月日は平成10年3月31日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している上、雇用通知書によると、請求期間のうち、同年4月1日から同年4月10日までの期間に係る勤務を確認することができないところ、事業主は、当該期間について、資料は存在せず、請求者は勤務しておらず在籍もしていなかった旨回答している。

また、事業主は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては、賃金支払及び保険料控除関係資料が残っていないため不明としているものの、平成10年4月11日から同年5月10日までの期間は請求者を第2種臨時職員（1月以内の雇用予定期間を付して日日雇用する賃金支弁の職員）として雇用しており、社会保険の加入対象ではなかったため、この期間は社会保険に加入していなかったと思われる旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除は行われていないものと推認される。

さらに、A病院において平成10年中に被保険者記録があり、オンライン記録により連絡先が判明した同僚に文書照会したが、回答者の中に請求者を記憶している者はおらず、請求者の

請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。